

ふくしまユニバーサルデザイン推進会議設置要綱

(設 置)

第1条 福島県におけるユニバーサルデザイン社会の実現に向け、社会の各種サービスを提供する事業者や団体とサービスを利用する生活者の双方が参加して、県全体で推進していくため、ふくしまユニバーサルデザイン推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- 一 各主体（県民、企業、団体）への普及・啓発及び各主体の取組みの促進に関すること。
- 二 ユニバーサルデザインの総合的な取組みを推進する仕組みづくりに関すること。
- 三 県が行う具体的な取組みへの助言に関すること。
- 四 その他ユニバーサルデザインの推進に関すること。

(組 織)

第3条 推進会議は、次に掲げる区分により、福島県知事が委嘱する委員22名以内により構成する。

- (1) 一般公募の県民
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 関係団体等を代表する者
- 2 推進会議には、必要に応じて、専門委員の参加をもって構成することができるものとする。
 - 3 推進会議に会長及び副会長を置く。
 - 4 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
 - 5 会長は、会務を総括し、推進会議を代表する。
 - 6 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運 営)

第5条 推進会議は、会長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

- 2 会長は、推進会議の議長となる。
- 3 会長が必要と認めるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(部 会)

第6条 推進会議の協議事項のうち、特定の事項について調査・協議を行うため、部会を設けることができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、福島県生活環境部男女共生課に置く。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年 6月18日から施行する。

この要綱は、平成16年 7月13日から施行する。

この要綱中第4条の規定にかかわらず、この要綱の施行後、最初に任命する委員の任期は、平成17年 6月30日までとする。

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。